主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人の上告趣意は、原判決に対する不服の理由を具体的に示しておらず、適法 な上告理由とならない。よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判 官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四九年二月七日

最高裁判所第一小法廷

夫		康	上	岸	裁判長裁判官
郎	_	健	隅	大	裁判官
Ξ		益	林	藤	裁判官
Ξ		武	田	下	裁判官
_		盛		岸	裁判官